



【2008.05.16】 <TOIPCS>  
**■ 厚生年金の「3号分割」制度が始まりました**  
 —平成20年4月1日より—

◇ 平成19年4月より、厚生年金の「離婚分割」制度が始まりましたが、平成20年4月より、新たに「3号分割」制度が始まりました。

◇ これらの制度は、離婚を秘かに決意している方々（多くは専業主婦の方）から期待が寄せられ、この制度の開始を待って離婚するといった方も多く見受けられました。ただ、これらの制度は、正しい情報が浸透していない感があり、誤解も多いと思われることから、今回はこの両制度についてわかりやすく解説してみたいと思います。

	<離婚分割>	<3号分割>
施行時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日
分割の請求事由	平成19年4月1日以後に ① 離婚した場合 ② 婚姻の取り消しをした場合 ③ 事実婚の解消をしたと認められた場合	平成20年5月1日※以後に ① 離婚した場合 ② 婚姻の取り消しをした場合 ③ 事実婚の解消をしたと認められた場合 ④ 離婚の届け出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあると認められた場合
分割される対象	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬	婚姻期間のうち、平成20年4月1日以後の当事者一方（被扶養配偶者）が第3号被保険者期間中の相手方（特定被保険者）の厚生年金の標準報酬
分割の方法	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬の多い方から少ない方に対して標準報酬を分割	被扶養配偶者の第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者（特定被保険者）であった方から第3号被保険者（被扶養配偶者）であった方に倒して標準報酬を分割
分割の割合	当事者同士の合意または裁判手続きにより定められた年金分割の割合（5割が上限）	2分の1
手続きの方法	当事者の一方による請求	第3号被保険者（被扶養配偶者）であった方による請求（特定被保険者の合意は不要）
分割の効果	① 分割を受けた者は、自身の厚生年金受給資格に応じた年金を受給 ② 自身が老齢に達するまで老齢厚生年金は支給されない。 ③ 分割を行った元配偶者が死亡しても自身の厚生年金受給に影響しない。 ④ 分割は厚生年金（報酬比例部分）の額にのみ影響し、基礎年金の額には影響しない。 ⑤ 原則として分割された被保険者期間に係る標準報酬は厚生年金額算定の基礎とするが、年金受給資格期間等には算入しない。	① 分割を受けた者は、自身の厚生年金受給資格に応じた年金を受給 ② 自身が老齢に達するまで老齢厚生年金は支給されない。 ③ 分割された特定被保険者が死亡しても自身の厚生年金受給に影響しない。 ④ 分割は厚生年金（報酬比例部分）の額にのみ影響し、基礎年金の額には影響しない。 ⑤ 原則として分割された被保険者期間に係る標準報酬は厚生年金額算定の基礎とするが、年金受給資格期間等には算入しない。

◇ 表にまとめると以上ようになりますが、3号分割は平成20年5月以降に離婚した場合に平成20年4月以降の婚姻期間について、3号分割を行うことができるものですので、この法施行を待って離婚しようと考えていた第3号の被保険者の方にとっては、この制度による分割はあまり得策ではありません。その場合は、やはり、平成19年4月施行の離婚分割制度を活用することとなりますが、この制度は配偶者の合意または裁判所の決定が必要となります。

以上 正しく制度を理解し、うまく活用することが大切です。